

第 5 期障害福祉計画

第 1 期障害児福祉計画

第 1 章 計画の基本的な考え方

第 2 章 計画の基本方針

第 3 章 平成 3 2 年度までの目標値の設定

第 4 章 自立支援給付等及び

地域生活支援事業の推進

第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

第 4 期計画では、国の指針に基づき、障害者の範囲の拡大、それに伴う障害福祉サービスの対象者拡大や地域生活支援の事業が追加されたことを踏まえ、平成 29 年度に向けての数値目標を明らかにし、障害者に必要なサービスが提供されるように努めてきました。

さらに、障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正され、平成 30 年 4 月に施行されます。市町村は新たなサービスにも対応した第 5 期障害福祉計画を策定することとなり、また、障害児のサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

市では、これらを踏まえ、障害児・者が能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、これまでの実施状況を点検し、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理し、さらなるサービス基盤整備を推進するために計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく、「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第 22 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関する事項を定めています。

3. 計画の期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間

◇ 計画期間

年度 計画の名称	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
障害者支援計画 (総合的な施策)	障害者計画 (旧計画)		← 障害者支援計画 →							
障害福祉計画 (サービス見込み量等)	(第 3 期計画)		(第 4 期計画)			← 第 5 期計画 →				
障害児福祉計画 (サービス見込み量等)							← 第 1 期計画 →			

第2章 計画の基本方針

第5期障害福祉計画作成のための国の基本指針では、基本的な考え方については、第1期計画作成時から特に変更されないことが示されております。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害児のサービス提供体制の計画的な構築を推進するために、市町村は国の定める基本指針に即し「障害児福祉計画」を定めるものとされました。

今後も障害児と障害者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援し、地域生活及び一般就労への移行促進さらに相談支援体制の拡充を図ります。

(1) 施設入所から地域生活への移行の推進

訪問系・日中活動系サービスやグループホーム等の充実を図り、施設入所者の地域生活への移行を進めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行を進めるため、訪問系・日中活動系サービス等のより一層の充実を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

相談支援体制の強化を図り、地域自立支援協議会を中心としたネットワークを構築し地域全体で障害者を支えるための体制づくりを進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設利用者の一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

(5) 障害児のサービス提供体制の整備

児童福祉法に基づき、教育・保育等の関連機関とも連携しながら、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援が受けられるような体制づくりを進めます。

第3章 平成32年度までの目標値の設定

国の基本指針に基づき、また、障害者等の自立支援に向け、地域生活移行や就労支援などの諸課題に対応するため、次に掲げる事項について、数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者（施設入所支援利用者を含む）のうち、7人をグループホーム等の地域生活への移行者数として見込んでいます。

また、平成32年度までにグループホーム等での対応が困難で、真に施設入所が必要と思われる新規入所者を5人見込んでいます。

項目	人数
第5期計画作成時点での施設入所者数（平成28年度末） (A)	70人
【目標値】 地域生活移行者 (B)	7人
新規の施設入所者数 (C)	5人
平成32年度末の施設入所者数 (D) (A - B + C)	68人
【目標値】 削減見込（平成32年度末）(A - D)	2人

【国の基本指針】

⇒ 平成28年度末の施設入所者数を2%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標設定します。

【市の現状と課題】

⇒ 自宅で家族と一緒に生活している障害者の割合が高く、現在、福祉施設に入所している障害者の多くは今のまま生活したいと考えています。地域生活へ移行した後も、必要な在宅サービスを受けられるような体制作りが必要です。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、平成32年度末までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者9人が退院して、地域で暮らせることを目標とします。

在宅へ移行する者は、居宅介護や日中活動サービス等の障害福祉サービスの利用が見込まれるとともに、居住の場としてグループホーム等の整備が必要となるため、その確保について事業者働きかけていきます。

項目	人数	
【目標値】 平成32年度末までに減少をめざす数	9人	
おもな移行先	グループホーム	7人
	一般住宅（自宅）などの在宅	2人

【国の基本指針】

⇒ 保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神科病院入院後 1 年時点での退院率 90%以上を目指します。

【市の現状と課題】

⇒ 現在、精神科病院に入院している精神障害者の中には、グループホームなどでの生活を希望される方もいる一方、今のまま生活したいと思う方もいます。本人の退院への意欲、家族の受け入れ、周囲の理解など地域移行を進めるための協議が必要です。

(3) 地域生活支援拠点の整備

障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域のニーズ、既存のサービスの整備状況などに応じ、協議会等を活用して検討していきます。

【国の基本指針】

⇒ 各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備します。

【市の現状と課題】

⇒ 障害者が地域で生活するために必要な支援として、「経済的な負担が軽くなること」「心配な時に相談できること」「地域の障害への理解」「障害に適した住宅の確保」「災害時の支援」を挙げる人が多く、より一層の環境整備が必要となります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、3 人が平成 32 年度末までに一般就労に移行することを目標とします。

項 目	人数
第 5 期計画作成時点までに一般就労に移行した人数	3 人
【目標値】 平成 32 年度末までの一般就労移行者数	3 人

新たに創設される就労定着支援事業等を通じ、一般就労へと移行した障害者の 1 年以上の職場定着を目指します。

【国の基本方針】

⇒ 一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上及び就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末の利用者から 2 割以上増加を目指します。

⇒ 就労定着支援開始から 1 年後の職場定着率 8 割以上を目指します。

【市の現状と課題】

- ⇒ 障害者の就労支援として、「通勤手段の確保」「就業時間等の配慮」「周囲の障害に対する理解」が必要だと多くの人が考えています。
- ⇒ 障害者の高齢化が進んでおり、積極的に「働きたい」と思う人の割合は少ないものの、知的障害者や18歳未満の障害者の中には「職業訓練を受けたい」と思う人や、一般就労を目指す人もいます。

(5) 障害児のサービス提供体制の整備

児童発達支援センターが、平成29年4月より市内に1カ所開設され、児童発達支援センター、放課後等デイサービスとも重症心身障害児に対応できる体制となっています。

今後は、医療的ケア児を支援する協議の場の設置に向けて、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを養成、配置を目指します。

【国の基本指針】

- ⇒ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置し、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。
- ⇒ 平成30年度末までに、医療的ケア児支援の協議の場を設置します。

【市の現状と課題】

- ⇒ 市内に児童発達支援センターが開設されたことで、以前に比べ、児童発達支援が利用しやすい環境となっています。今後は疾病や重度の障害により、障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障害児に対する支援の体制を整備する必要があります。
- ⇒ 医療的ケア児を支援する協議の場については、圏域での設置を検討しています。

第4章 自立支援給付等及び地域生活支援事業の推進

1. 障害福祉サービス等の見込み量

【1】訪問系サービス

① サービスの概要

居宅介護	ホームヘルパーが自宅に訪問して、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常に介護を要する人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	行動上著しい困難を有する人が行動するときに、自傷、異食、徘徊等の危険を回避するための援護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しく困難な障害者に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護を行います。

② 過去の実績と見込み量

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・同行援護の5つのサービスを提供します。過去の利用状況を踏まえるとともに、今後、施設入所者・入院者が地域生活へ移行される分の利用を勘案して見込んでいます。また、障害の特性にあったサービスが提供されるよう事業者に働きかけていきます。

(単位：時間分)

サービス名	年度			見込み量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護						
重度訪問介護	324	412	416	430	460	490
行動援護	(34人)	(37人)	(40人)	(43人)	(46人)	(49人)
重度障害者等包括支援						
同行援護						

※実績は、27年度は平成28年3月分、28年度は平成29年3月分、29年度は平成30年3月分推計。

※単位「時間分」とは、「1ヵ月の平均利用人数」×「平均利用時間数」

※各年度数値の下段()内の人数は、実利用(見込み)者数

【2】日中活動系サービス

① サービスの概要

生活介護	常に介護を要する人に昼間、施設で主に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話をを行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な人に、自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活機能の向上のために必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般企業での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援 (H30年4月開始)	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

② 過去の実績と見込み量

昼間の活動を支援するための生活介護や、自宅で介護する家族を支援するための短期入所、障害者の自立や就労を支援するための就労移行支援や就労継続支援A型・B型の利用者が増加するものと思われます。

また、平成30年4月からは、就労定着に向けた支援を行うサービスも開始されます。

(単位：人日分)

サービス名	実績 (29年度は見込み)			見 込 み 量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生活介護	2,206 (104人)	2,162 (102人)	2,142 (101人)	2,100 (105人)	2,140 (107人)	2,200 (110人)
短期入所(福祉型)	26 (5人)	44 (5人)	49 (7人)	56 (8人)	56 (8人)	63 (9人)
短期入所(医療型)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	10 (1人)	10 (1人)	10 (1人)
療養介護	10	9	8	8	8	7
自立訓練(機能訓練)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	20 (1人)	20 (1人)	40 (2人)
自立訓練(生活訓練)	76 (5人)	49 (3人)	48 (3人)	72 (4人)	72 (4人)	90 (5人)
就労移行支援	23 (1人)	22 (1人)	45 (2人)	40 (2人)	60 (3人)	60 (3人)
就労継続支援(A型)	488 (23人)	649 (31人)	821 (39人)	940 (47人)	1,100 (55人)	1,260 (63人)
就労継続支援(B型)	1,693 (84人)	1,774 (87人)	1,924 (95人)	1,920 (100人)	2,016 (105人)	2,112 (110人)
就労定着支援 (H30年4月開始)				2	2	3

※実績は、27年度は平成28年3月分、28年度は平成29年3月分、29年度は平成30年3月分推計。

※単位「人日分」とは、「1ヵ月の平均利用人数」×「平均利用日数」。療養介護と就労定着支援のみ「人分」。

※各項目数値の下段()内の人数は、実利用(見込み)者数

【3】 居住支援・施設系サービス

① サービスの概要

共同生活援助 (グループホーム)	障害者で日中活動系サービスを利用している人、または介護を必要とし、就労している人に、夜間や休日等の共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人、施設に入所している人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助 (H30年4月開始)	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた知的障害や精神障害のある人で一人暮らしを希望する人に、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

② 過去の実績と見込み量

知的障害者や精神障害者が、施設入所から地域生活への移行が促進されると考えられるため、グループホーム利用者の増加が見込まれると思われまます。

また、地域生活への移行の促進に伴い一般住宅での一人暮らしを希望する方がいると思われまます。それにあわせ、平成30年4月から地域生活を支援する新しいサービスが開始されまます。

(単位：人分)

サービス名	年度			見込み量		
	実績 (29年度は見込み)					
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
共同生活援助(グループホーム)	35	37	39	41	43	45
施設入所支援	70	70	70	69	69	68
自立生活援助 (H30年4月開始)				1	1	2

※実績は、27年度は平成28年3月分、28年度は平成29年3月分、29年度は平成30年3月分推計。

※単位「人分」とは、1ヵ月の実利用人数

【4】相談支援

サービス利用者に対して、利用計画書の作成支援等を行います。また、地域生活へ移行するための活動に関する相談支援や、常時の連携体制を確保して緊急の事態等における相談支援を行います。

(単位：人分)

サービス名	年度	実績（29年度は見込み）			見込み量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画相談支援		67	57	68	71	74	77
地域移行支援		0	0	1	3	5	7
地域定着支援		0	0	1	3	5	7

※実績は、27年度は平成28年3月分、28年度は平成29年3月分、29年度は平成30年3月分推計。

【5】障害児通所等支援

① サービスの概要

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対し、医療型発達支援センター等に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援と治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援 (H30年4月開始)	外出することが困難な重度の障害児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用している障害児に対し、保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

② 過去の実績と見込み量

平成29年4月に児童発達支援センターが設置されたことに伴い、児童発達支援の利用者の増加が見込まれると思われます。

(単位：人日分)

サービス名	年度			実績 (29年度は見込み)			見込み量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
児童発達支援	112 (7人)	223 (13人)	282 (17人)	353 (21人)	420 (25人)	487 (29人)			
医療型児童発達支援	9 (1人)	4 (1人)	4 (1人)	4 (1人)	8 (2人)	8 (2人)			
居宅訪問型児童発達支援 (H30年4月開始)				8 (1人)	8 (1人)	8 (1人)			
放課後等デイサービス	569 (30人)	482 (28人)	506 (28人)	540 (30人)	540 (30人)	540 (30人)			
保育所等訪問支援	0 (0人)	0 (0人)	4 (1人)	8 (2人)	8 (2人)	8 (2人)			

※実績は、27年度は平成28年3月分、28年度は平成29年3月分、29年度は平成30年3月分推計。

※単位「人日分」とは、「1ヵ月の平均利用人数」×「平均利用日数」。

※各項目数値の下段()内の人数は、実利用(見込み)者数

【6】障害児相談支援

① サービスの概要

障害児相談支援	サービス利用者に対して、利用計画書の作成支援等を行います。
---------	-------------------------------

② 過去の実績と見込み量

サービス利用者に対して、利用計画書の作成支援等を行います。平成29年4月に児童発達支援センターが設置されたことに伴い、児童発達支援の利用者の増加を見込んでおり、それにともない相談支援事業の提供も増えるものと見込まれます。

(単位：人分)

サービス名	年度			実績 (29年度は見込み)			見込み量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
障害児相談支援	5	9	12	15	18	21			

※実績は、27年度は平成28年3月分、28年度は平成29年3月分、29年度は平成30年3月分推計。

※単位「人分」とは、1ヵ月の実利用人数。

【7】医療的ニーズへの対応（障害児支援）

医療技術の進歩等を背景としてNICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加しています。

医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるように保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるよう努めます。

平成30年度から平成32年度にかけて、医療的ケア児を支援する協議の場の設置に向けて、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを養成、配置を目指します。

【8】その他のサービス

① 自立支援医療費（更生医療・育成医療）の給付

自立支援医療費として更生医療と育成医療の給付を実施しています。

② 補装具費の支給

補装具交付や修理及び貸与の支給決定について、相談等適切な対応に努めます。

③ 療養介護医療費の給付

療養介護を利用する人に対して、当該サービスに係る医療に要した費用を療養介護医療費として給付しています。

2. 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業は、介護給付費・訓練等給付費の障害福祉サービス等の自立支援給付とともに、障害者が地域で安心して暮らせるように、地域の特性や利用者の状況に応じて自主的かつ柔軟に提供できるよう実施します。

【1】相談支援事業

障害者とその保護者・介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のための支援などを行います。

① サービスの概要

障害者相談支援事業 (一般相談)	障害者の福祉サービスの利用援助（情報提供・相談）等を行います。
地域自立支援協議会	相談支援事業の公平・中立性を確保しながら、困難事例への対応、地域の関係機関によるネットワークづくり、地域の社会資源活用の検討等を行います。
特別相談支援事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業)	専門的な相談支援を必要とする困難ケースへの対応等を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約の一般住宅へ入居を希望している障害者等で、保証人がいない等の理由により入居困難な人に、入居契約手続き支援、緊急時の相談支援・連絡調整、生活上の課題に対する支援等を行います。
成年後見制度利用支援事業	身寄りのない障害のある人で、判断能力が十分でないことなどから、市が後見開始等の審判の請求を必要と認める人、または助成なしでは制度の利用が困難な人に対し、申立て経費の助成を行います。

② 過去の実績と見込み量

市では、弘前市に所在する指定相談支援事業者（5カ所）と、山郷館サポートセンターくろいし（山郷館総合支援センター内）」に委託し、相談支援体制の強化を図っています。

地域自立支援協議会では、関係機関・関係団体等とのネットワーク強化とともに、地域の社会資源を活かし、障害者への総合的かつ一体的な支援に取り組んでいきます。

(単位：箇所、成年後見のみ件)

事業名等	年度			実績 (29年度は見込み)			見込み量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
障害者相談支援事業	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所			
地域自立支援協議会	0	0	0	1	1	1			
特別相談支援事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業)	1	1	1	1	1	1			
住宅入居等支援事業	1	1	1	1	1	1			
成年後見制度利用支援事業	1	0	1	1	1	1			

【2】意思疎通支援事業

障害により意思疎通を図ることに支障のある人に手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

① サービスの概要

手話通訳者派遣事業	手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を窓口配置し、市役所庁内での対応や派遣のコーディネート、情報収集等の業務を行います。

② 過去の実績と見込み量

手話通訳者・要約筆記者の派遣については、これまでの利用状況を踏まえて利用量を見込んでおり、提供体制は確保できるものと思われま。手話通訳者設置事業については、手話通訳者（非常勤嘱託員）を障害福祉担当課の窓口配置しており、今後も継続実施します。

(単位：人)

事業名	年度			実績 (29年度は見込み)			見込み量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
手話通訳者派遣事業 (実利用者数)	12	15	15	15	15	15			
手話通訳者派遣事業 (実利用件数)	69	83	72	72	72	72			
要約筆記者派遣事業 (実利用者数)	0	0	1	1	1	1			
手話通訳者設置事業 (実設置人数)	1	1	1	1	1	1			
手話通訳者設置事業 (実利用件数)	276	330	270	270	270	270			

【3】日常生活用具給付等事業

重度障害者等に自立生活支援用具等を給付し、日常生活の便宜を図ります。

① 用具の種類

介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等で、障害者の身体介護を支援する用具や障害のある子どもが訓練に使用するイス等の用具です。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等で、障害者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具です。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人体温計等で、障害者の在宅療養を支援する用具です。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口咽頭等で、障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具です。
排泄管理支援用具	紙おむつやストマ用装具等で、障害者の排泄管理を支援する衛生用品です。
住宅改修費 (居宅生活動作補助用具)	障害者の居宅生活動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修が伴う場合に、その費用を支給します。

② 過去の実績と見込み量

これまでの利用状況を踏まえて利用量を見込みました。

(単位：件)

用具の種類	年度			見込み量		
	実績 (29年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
介護・訓練支援用具	2	1	2	2	2	2
自立生活支援用具	5	3	3	3	3	3
在宅療養等支援用具	7	4	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	2	0	2	2	2	2
排泄管理支援用具	890	911	948	960	960	960
住宅改修費	2	0	2	2	2	2
計	908	919	962	974	974	974

※件数は、年間の延べ給付等件数。

【4】移動支援事業

障害があり、屋外への移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動等での外出を支援します。

① サービスの概要

個別移動支援	個々に支援が必要な場合にマンツーマンで支援を行います。
グループ移動支援	複数の障害のある人への同時支援を行います。屋外において、同一の目的地・同一のイベント等に複数の人数で同時に参加するときの支援を行います。
車両輸送型移動支援	日中活動サービスの利用やその他の必要な外出時において、車両送迎による支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・日中活動サービス送迎 ・福祉タクシー、福祉有償輸送

② 過去の実績と見込み量

これまでの利用状況を踏まえて利用量を見込みました。個別移動支援によるイベント参加、買い物、金融機関等での外出先での利用や日中活動サービスへの車での送迎に伴う利用増が見込まれ、サービス提供体制を確保します。

項目	年度	実績 (29年度は見込み)			見込み量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実利用者数		24人	21人	21人	25人	25人	27人
延べ利用時間数		775 時間	728 時間	728 時間	750 時間	750 時間	810 時間

【5】手話奉仕員養成事業

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むための支援ができるよう、必要な手話表現技術を習得し、聴覚障害者等の支援者となれるよう奉仕員を養成します。

① 事業の概要

手話奉仕員養成事業	聴覚障害者等の交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
-----------	---

② 過去の実績と見込み量

事業名等	実 績			見 込 み 量		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成事業	有	有	有	有	有	有

※事業実施の有無を表記

【6】地域活動支援センター事業

障害者が通所しながら、創作的活動、生産活動の機会提供等、地域の実情に応じた支援を行います。

① 事業の概要

地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	基 礎 的 事 業	創作的活動、生産活動の機会を提供します。
	機 能 強 化 事 業	基礎的事業のほかに、Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型の類型に応じて、次のことを行います。
	Ⅰ 型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進の普及啓発等を行います。
	Ⅱ 型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス等を行います。
	Ⅲ 型	運営年数と利用者数が一定以上の小規模作業所を支援する事業です。

② 過去の実績と見込み量

市では、弘前市の指定相談支援事業者の3事業者と「山郷館サポートセンターくろいし」にⅠ型、「山郷館キャンパス」にⅡ型、「あおぞら作業所」にⅢ型を委託し、計6カ所で計画的に実施してきました。

これからも障害者の便宜を図り、基盤整備に努めていきます。

事業名		年度			実績（29年度は見込み）			見込み量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
Ⅰ型 (本市分)	実施箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所			
	実利用者数	24人	26人	26人	26人	26人	27人			
Ⅰ型 (他市町村分)	実施箇所数	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所			
	実利用者数	27人	38人	33人	37人	37人	37人			
Ⅱ型 (本市分)	実施箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所			
	実利用者数	16人	12人	15人	18人	18人	18人			
Ⅲ型 (本市分)	実施箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所			
	実利用者数	8人	6人	7人	8人	8人	10人			

【7】その他の事業（任意事業）

【1】～【6】の必須事業のほかに、自立した日常生活または社会生活を営むために必要なものとして、市町村の判断により実施する事業です。

① 事業の概要

福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情により、居宅で生活することが困難な障害者を、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、地域生活の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	自宅での入浴が困難な重度の身体障害のある人を訪問し、入浴サービスを行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人及び施設において更生訓練を受けている人などに更生訓練費を支給します。
知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、職親に預け、生活指導・技能訓練等を行います。
生活支援事業	精神障害者及びその家族等の団体に対し、社会復帰に関する活動への情報提供等、ボランティア活動の支援を行います。

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

日中一時支援事業		日中において看護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等に対し、日中の場の提供、見守り、社会適応訓練等を行います。
生活サポート事業		介護給付費の支給決定を受けていない人で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障をきたすおそれのある人に、ヘルパーを派遣し、生活支援・家事援助を行います。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	障害者団体等が行うスポーツ・レクリエーション教室、大会等へ支援を行います。
	芸術・文化講座開催等事業	障害者団体等が行う芸術・文化講座、芸能大会等へ支援を行います。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者に、広報の内容をテープに録音し、配布します。
	自動車運転免許取得費助成事業	障害者で就労のため免許を取得しようとする人に、自動車運転免許取得費を助成します。
	身体障害者自動車改造費助成事業	身体障害者手帳所持者で、自ら所有し、運転する自動車の改造が必要な人に、自動車改造費用を助成します。

② 過去の実績と見込み

これまでの利用状況等を踏まえて利用量を見込みました。

また、その他のサービスについても、内容等の周知に努めるとともに、基盤整備を図ります。

事業名	年度	実績（29年度は見込み）			見込み量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
福祉ホーム事業	実施箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
訪問入浴サービス事業	実利用者数	1人	1人	1人	2人	2人	2人
知的障害者職親委託制度	実利用者数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
生活支援事業							
ボランティア活動支援事業	実施箇所数	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
日中一時支援事業	実利用者数	28人	23人	23人	23人	23人	23人
	延べ利用回数	829回	829回	829回	830回	830回	830回
生活サポート事業	実利用者数	0人	0人	1人	1人	1人	1人
	延べ利用回数	0回	0回	60回	60回	60回	60回

第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画

事業名	年度	実績（29 年度は見込み）			見 込 み 量		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
社会参加促進事業（各実施件数）							
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業		1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
芸術・文化講座開催等事業		0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件
点字・声の広報等発行事業		24 件	24 件	24 件	24 件	24 件	24 件

③ 平成 28 年度で終了した事業

事業名	年度	実績	
		27 年度	28 年度
更生訓練費給付事業（人）		0 人	0 人
自動車運転免許取得費助成事業（件）		4 件	2 件
身体障害者自動車改造費助成事業（件）		1 件	2 件

④ 災害に対する市の単独事業

災害時における迅速な情報伝達と安否確認、避難誘導等の支援のための事業です。今後も事業の広報等を通じて周知と普及に努めます。

視聴覚障害児（者）情報連絡事業	身体障害者手帳視覚障害 1 級所持者又は聴覚障害 2 級所持者に対し、災害などがあった場合、TEL、FAX、携帯電話（メール）などで情報を提供します。
災害時要援護者登録制度	障害者や一人暮らしの高齢者等が、災害時などに地域の中で支援を受け、安心して暮らすことができるよう、制度の整備と適正な運用に努めます。

⑤ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発

ヘルプマークは、発達障害、内部障害、知的障害など外見からは障害があると判断がつかない人が、身に付けることで障害を有していることを知らせ、周囲から適切な配慮や支援が受けられるようにするためのマークです。また、ヘルプカードは災害時に連絡先や支援方法を確認できるカードです。

市では、平成 28 年 10 月から窓口で配布しています。今後も、広報等を通じてヘルプマーク・ヘルプカードの普及と啓発に努めます。